

新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて  
(日中一時支援及びデイサービスを在宅で提供することについて)

1 日中一時支援事業

令和2年4月14日付け深谷市福祉健康部障害福祉課長通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での生活介護について」を準用します。

また、原則は居宅へ訪問し支援を行うこととしておりますが、訪問による支援が困難な利用者については、電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも報酬算定を可とします。

2 デイサービス事業

令和2年4月14日付け深谷市福祉健康部障害福祉課長通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での生活介護について」を準用します。

また、原則は居宅へ訪問し支援を行うこととしておりますが、訪問による支援が困難な利用者については、電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも報酬算定を可とします。

ただし、機能訓練をサービスとして実施している事業所おかれましては、可能な限り在宅支援においても機能訓練を取り入れてサービス提供を実施してください。

※新型コロナウイルスに関する深谷市発出の通知についてホームページに掲載してありますのでご覧ください。